

港区福祉総合窓口設置準備支援業務委託事業候補者選考募集要項

1 業務の概要

(1) 件名

港区福祉総合窓口設置準備支援業務委託

(2) 目的

区は、全ての区民が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、個人や世帯の抱える課題に適切かつ迅速に対応する包括的な相談体制（以下「福祉総合窓口」という。）の設置を令和4年度に予定しています。

本業務は、設置に向けた準備業務の支援を目的とし、先行して実施している自治体等の事例や国や東京都の示す施策等に基づく適切な助言など、自治体の施策への企画提案等の実績のある専門知識を備え、提案できる事業者を募集します。

(3) 業務の内容

別紙1 仕様書のとおり

(4) 履行期間

契約締結日から令和3年2月26日（金）まで

(5) 参考事業規模

800万円程度（税込）

※この金額は、契約時の予定額を示すものではなく、事業の規模を示すものであることに留意してください。なお、事業規模を超えての提案を行った場合は、失格とします。

2 参加資格

本件プロポーザルに参加する者（以下「プロポーザル参加者」という。）の参加資格要件は、以下の要件をすべて満たす者とし、各要件は、参加表明書提出日を基準日とします。なお、区は、本件プロポーザルの実施期間中又はプロポーザルによる選考後契約締結日までの間においていずれかの要件を欠くこととなった者に対して、プロポーザルの参加資格を取消し、又は契約を締結しない場合があります。

(1) 港区の競争入札参加資格登録業者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当する者でないこと。

(3) 経営不振の状態（会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項に基づき更生手続開始の申立てをしたとき、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項に基づき再生手続開始の申立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りになったとき等。）にないこと。

(4) 港区競争入札参加有資格者指名停止措置要綱（平成16年7月30日16港政契第238号）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。

(5) 港区の契約における暴力団等排除措置要綱（平成24年1月26日23港総契第1157号）

に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。

(6) 区外事業者の区内事業者との共同について

港区では、区が発注する契約において、区内事業者の受注機会の拡大を図る取組を推進しており、区外事業者がプロポーザルに参加する場合、「区内事業者と共同すること」を参加条件とし、区内事業者又は区外事業者が区内事業者と共同してプロポーザル選考に参加する場合は、一次審査において、評価点を優遇します。やむを得ず、区外事業者のみで参加申請する場合は、加点対象となりません。

3 事業候補者決定までのスケジュール（予定）

事 項	日 時
募集要項の配布	令和2年6月19日（金）～7月1日（水） 午前9時～午後5時に配布
質問書の受付	令和2年6月26日（金）正午
質問への回答	令和2年6月30日（火）
参加表明書受付	令和2年7月2日（木）～7月3日（金） 午前9時～午後5時で受付
第一次審査	令和2年7月7日（水）
第一次審査通過事業者通知発送	令和2年7月13日（月）
第二次審査（プレゼンテーション）及び事業候補者の決定	令和2年7月27日（月） 午後1時30分～午後3時00分（予定）
事業候補者の決定（内示） 選考結果発送	令和2年7月30日（木）

4 配布書類等

(1) 配布場所

「12 担当及び連絡先（6ページ）」の記載のとおり

※配布書類は、港区ホームページからダウンロードが可能です。

(2) 配布期間等

ア 窓口配布期間

令和2年6月19日（金）から令和2年7月1日（水）まで

※ 午前9時～午後5時（土・日・祝日を除く。）

イ ホームページ掲載期間

令和2年6月19日（金）から令和2年7月1日（水）まで

(3) 配布書類

港区福祉総合窓口設置準備支援業務委託事業候補者選考募集要項

【別紙1】仕様書

【別紙2】港区福祉総合窓口設置準備支援業務委託事業候補者選考方針

提出書類

① 【様式1】質問書

- ② 【様式2】参加表明書兼参加資格審査申請書
- ③ 【様式3-1】共同事業体構成書
- ④ 【様式3-2】共同事業体協定書兼委任状
- ⑤ 【様式3-3】委任状
- ⑥ 【様式4】事業者概要及び業務実績
- ⑦ 【様式5】業務従事予定者の経歴及び専任性
- ⑧ 【様式6】業務従事予定者及び業務計画
- ⑨ 【様式7-1】企画提案書（1）
- ⑩ 【様式7-2】企画提案書（2）
- ⑪ 【様式7-3】企画提案書（3）
- ⑫ 【様式8】見積書
- ⑬ 【様式9】参加辞退届

5 質問書の受付及び回答

（1）受付期限

令和2年6月26日（金）正午

（2）受付方法

【様式1】質問書に必要な事項と質問を記入の上、「12 担当及び連絡先（6ページ）」まで電子メールで提出してください。提出する場合は、送信未達を防ぐため、必ず確認の電話を入れてください。

（3）回答方法

令和2年6月30日（火）に、全ての質疑に対する回答書を区ホームページで公表します。

なお、回答の際、質問者は公表しません。また、意見の表明と解されるものや質疑の内容（質問内容が不明瞭なもの等）によっては回答しない場合があります。

6 企画提案書等の提出

（1）提出受付期間

令和2年7月2日（木）から令和2年7月3日（金） 午前9時から午後5時まで

※ 事前に電話予約の上、来所してください。

（2）提出先

〒105-8511 港区芝公園一丁目5番25号

港区役所 2階 保健福祉支援部保健福祉課福祉総合窓口推進担当

電話：03-3578-2334

（3）提出方法

直接担当まで持参してください。

（4）提出資料

- ① 物品買入れ等競争入札参加資格審査受付票（写）又は、【港区物品買入れ等競争入札参加資格を有していない場合】は以下の（ア）～（オ）を提出

（ア）登記簿謄本（履歴事項全部証明書等）

（イ）印鑑登録証明書

（ウ）財務諸表（最新の事業年度のもの）

(エ) 納税証明書（法人の場合は法人税、法人事業税（地方法人特別税を含む。）、消費税及び地方消費税）

(オ) 許可等の証明書（写）

- ② 【様式2】参加表明書兼参加資格審査申請書
- ③ 【様式3-1】共同事業体構成書 ※該当する場合のみ提出。
- ④ 【様式3-2】共同事業体協定書兼委任状 ※該当する場合のみ提出。
- ⑤ 【様式3-3】委任状 ※該当する場合のみ提出。
- ⑥ ワーク・ライフ・バランス推進企業として認定されたことのわかるもの（該当企業のみ）がある場合はその写しを1部
※ 該当する場合のみ提出【別紙2】港区福祉総合窓口設置準備支援業務委託事業候補者選考方針参照
- ⑦ 【様式4】事業者概要及び業務実績
- ⑧ 【様式5】業務従事予定者の経歴及び専任性
- ⑨ 【様式6】業務従事予定者及び業務計画
- ⑩ 【様式7-1】企画提案書
- ⑪ 【様式7-2】企画提案書
- ⑫ 【様式7-3】企画提案書
- ⑬ 【様式8】見積書

(5) 提出部数

ア 提出資料①から⑥ 1部

イ 提出資料⑦から⑬ 正本1部、副本6部

※ 提出資料⑦から⑬は順番に重ねて、ファイルに綴じてください。正本1部は表紙に事業者名を記入し、副本6部については事業者名を記入しないでください。

※ 全ての提案書等の中には、事業者名（協力事業者名を含む。）を特定する事項（社名、マーク等）を記入しないでください。

ウ 提出資料（正本）データを格納したCD-ROM 1枚

※ CD-ROM表面には社（者）名を記入してください。

(6) 留意事項

ア 各資料はA4サイズ、文字はUDフォント、文字サイズは11ポイント以上としてください。

イ 様式6、様式7-1及び様式7-3は2枚以内で作成の上、提出してください。補足資料の提出は不可とします。ただし、様式7-2の提案については、任意様式を可能とし、4枚以内の提案を認めます。

7 事業候補者の選考と審査

【別紙2】港区福祉総合窓口設置準備支援業務委託事業候補者選考方針を参照

8 提案に当たっての注意事項

(1) 次の各号に該当する場合は、提出書類が無効となる場合があります。

- ① 提出方法、提出先及び提出期間に適合しないもの

- ② 記入すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
 - ③ 虚偽の内容が記載されているもの
 - ④ この要項に定める手続き以外の手法により、選考委員又は関係者にプロポーザルに対する助言等を直接または間接的に求めた場合
- (2) 本提案に要する費用、旅費その他業務に関する一切の費用は、プロポーザル参加者の負担とします。
 - (3) 提出書類等の返却はいたしません。
 - (4) 書類提出後の提出書類等の差替え及び再提出は認めません。
 - (5) 質問受付終了後は、本業務に関しての質問は一切受け付けません。
 - (6) 提出された企画提案書は、選考作業に必要な範囲で複製することがあります。
 - (7) 選考された企画提案書に係る著作権は作成者に帰属し、区は無条件でその使用权を持つものとしてします。
 - (8) 企画提案書に記載した業務責任者は、病気又は死亡等極めて特別な場合を除き変更することができません。
 - (9) 区は、事業候補者の提案に拘束を受けないものとしてします。
 - (10) 参加表明後にプロポーザル参加辞退する場合は、【様式9】参加辞退届を提出してください。

9 その他

- (1) プロポーザル参加者は、本業務その他により知り得た個人情報及び資料、その他守秘すべき情報を他に漏らしてはなりません。
- (2) プロポーザル参加者は、業務の遂行に際して、港区情報安全対策指針を遵守してください。また、プロポーザル参加者は、区が実施する港区情報安全対策指針の遵守状況に関する点検作業に応じるものとしてします。点検作業には、情報セキュリティにおいて問題が発生した場合の検査、あるいはセキュリティ監査等が該当します。
- (3) プロポーザル関連書類作成のために区が配布した資料等は、区の許可なく公表及び使用することはできません。
- (4) 本業務への参加表明事業者が1者の場合でも、各審査を実施します。
- (5) プロポーザルの参加に当たりプロポーザル参加者に生じた損害等について区は一切その責を負いません。
- (6) 電子メール等の通信事故については、区はいかなる責任も負いません。
- (7) 公正なプロポーザル選考が確保できないと判断した場合は選考を中止することがあります。
- (8) 業務委託に要する費用は、令和2年度予算として成立した額の範囲での契約となります。
- (9) 区は、事業候補者と契約を締結するに当たり、港区契約事務規則（昭和39年港区規則第6号）第39条の2の規定に基づき港区業者選定委員会に推薦し、審議を経ます。審議の結果によっては契約を締結しない場合があります。
- (10) 虚偽申請等不正行為が発生した場合は、事業候補者の取消、指名停止（登録事業者のみ）等のペナルティを課します。

10 選考結果の公表について

本業務の選考過程の情報は、全て区政情報です。区政情報は、「港区情報公開条例」の定めにより、原則公表です（ただし、同条例第5条に定めるものを除く。）。事業候補者として選考された場合には、事業候補者選考過程と合わせ、提出された企画提案書を原則として区ホームページで公表します。企業秘密に関する記載があるなど、提案書原本の公表が難しい場合は、概要版の作成を依頼します。

11 開示請求

提出された提案書等は、港区情報公開条例の規定による開示請求の対象公文書となり、開示決定される場合があります。提出された提案書の一部又は全部を、著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物として、同法第18条第3項第3号前段かっこ書きに規定する意思表示をする場合には、提案書等に意思表示する旨及び該当箇所を明記してください。ただし、開示、非開示の判断は、提出していただいた提案書等の記載事項に基づき行うものではなく、提案書等を参考に、同条例に基づき区が客観的に判断します。

12 担当及び連絡先

〒105-8511 港区芝公園一丁目5番25号

港区保健福祉支援部保健福祉課福祉総合窓口推進担当（区役所2階）

電話：03-3578-2334 F A X：03-3578-2398